

法令適用事前確認手続(照会書)

平成31年4月17日

国土交通省 総合政策局 建設業課 御中

照会者氏名 藤井産業(株)
情報ソリューション工事部
担当課長 田崎 康男
住 所 茨城県土浦市御町2-8-8

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公表することが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名)の公表については、公表に同意します。

記

1. 法令名及び状況

建設業法第3条(建設業の許可)

2. 将来自らが行おうとする行為にかかる個別具体的な事実

A社から 新築の建設工事で、電気通信設備を一括受注の予定である。

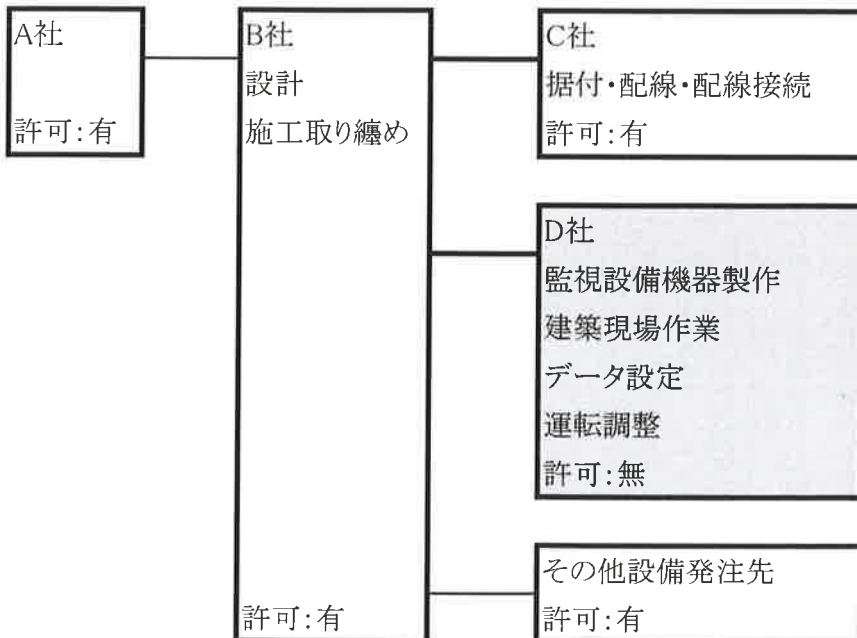
弊社(B社)は 特定電気通信工事業の許可を受けています。

電気通信設備の搬入・据付・配線・配線接続は C社(電気通信工事業 許可済)へ 発注予定です。

D社へは電気通信設備の内、監視設備の製作・システム開発 及び 建築現場でのシステムデータ設定・運転調整を依頼予定です。

他設備については、建設工事業の許可を受けている 会社へ発注予定です。

①D社依頼予定は監視設備製作・現場でのシステムデータ設定・運転調整が建設業法所定の「建築工事」の適用対象となるのかについて、照会を行うものである。



3. 当該法令の条項の適用に関する紹介者の見解及びその根拠

(1) 見解

D社は、上記作業を請け負うにあたり建設業法の許可を受ける必要はない。

(2) 根拠

①建設業の許可は、建設工事の完成を請け負う営業を行なう場合に必要とされている。

本件作業は、機器据付・配線の工事が完了した後に、システムデータ設定及び運転調整のみである。

②前記の作業の実態からすると本件係わる作業は、データ設定、運転調整のみであることから

「軽微な建設工事のみを請負うことを営業とするものはこの限りでない」に該当し

建設業の許可は不要と考えます。

4. 公表の延期の希望

希望しない

5. 連絡先及び連絡方法

連絡先

〒300-0847 土浦市卸町2丁目8番8号

藤井産業株式会社

情報ソリューション工務部

田崎 康男

[E-mail:ya.tasaki@hh.fujii.co.jp](mailto:ya.tasaki@hh.fujii.co.jp)

TEL(029)841-5533 FAX(029)841-4027

連絡方法

速報を上記、田崎康男宛の電子メールで 回答をお願い致します。